

武蔵野市市民活動推進委員会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、武蔵野市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の公開)

第 2 条 委員会は原則公開とする。ただし、非公開とする場合は、委員長は委員会の同意を得て行うものとする。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴の受付は先着順とし、定員は会場の広さ等により委員会に支障のない範囲内とする。

(傍聴の手続き)

第 4 条 委員会を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、用意された席で、静粛に良識ある態度で傍聴しなければならない。なお、会議の進行を行う者から特に求められた場合を除いて、発言はできない。

(撮影及び録音)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や録音等を行ってはならない。ただし、委員会において特に認められた者は、この限りではない。

(意見の提出)

第 7 条 傍聴人は、委員会の終了後、所定の様式により意見を提出することができる。

(係員の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会議の進行を行う者はこれを制止し、その命令に従わないときは、委員会に諮ってこれを退場させることができる。

(議事録)

第 10 条 委員会の議事録は要旨とし、その内容を公開する。

(資料の配布)

第 11 条 委員会に配付された資料は、傍聴者にも配布する。ただし、部数に限りのあるもの及び多量のものについては閲覧とし、委員会終了後に回収する。

(その他)

第 12 条 本基準に定めのない事項については、委員長の発議により委員会で決定する。

付 則

この要領は、平成 27 年 9 月 8 日から施行する。